

安全で住みよいまちづくりにご協力を！

犬山市狭あい道路に係る道路後退指導要綱について

犬山市では、4m以上の道路幅員を確保するため、**敷地の道路後退した部分**に、門や塀等はもとより、生け垣、植栽などについても設置しないよう指導要綱を定め、良好な都市環境の形成を目指しています。

なお、後退部分について、現に公衆用道路として使用できる場合は、**固定資産税及び都市計画税の非課税措置、移設費の一部の補助**が受けられることがあります。

○要綱の適用範囲

- ・建築基準法第42条第2項に規定する4m未満1.8m以上の犬山市市道に面する敷地
- ・その他、所有者の協力が得られ市長が必要と認める4m未満の道路

道路後退により、次のような支援が受けられることがあります。

非課税

後退部分の固定資産税などが非課税になります。

補助

後退部分から門塀等の移設費に補助があります。

○後退杭の設置について

道路後退に係る届出書を市に提出後、設計士などの助言により、土地の所有者や建築主の責任で、現地に杭などを設置していただくことになります。また、設置が完了したときは後退杭等設置完了報告書を提出していただきます。

- ・・・詳細は都市計画課へ

○非課税措置の手続きについて

非課税措置を受ける場合は、杭の設置完了報告書の提出及び現場確認の終了後に税務課に申請書を提出していただきます。

- ・・・詳細は税務課へ

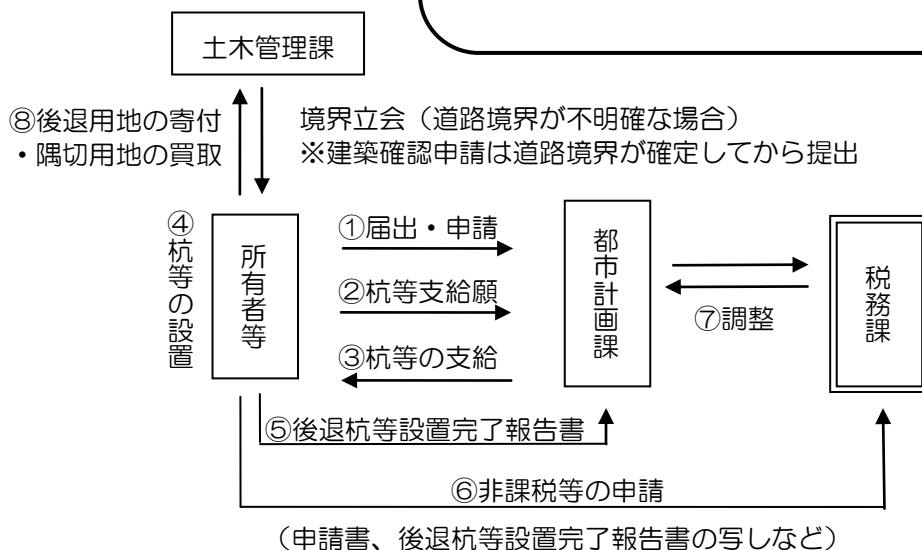
○移設費の補助について（上限5万円）

道路後退に係る届出書に併せて移設費（除却費用は対象外）に関する補助申請書を提出いただきます。

移設工事完了後には、完了実績報告書の提出をしていただきます。

- ・・・詳細は都市計画課へ

【手続きの流れ】



○用地の寄付などについて

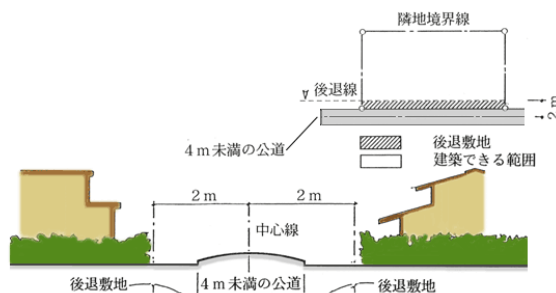
路線として活用できる道路後退用地については、市に寄付することでその部分の管理を市が行うこともできます。また、交差点の隅切部分については買取も検討します。

・・・詳細は土木管理課へ

【道路後退について】

良好な住環境のために建築基準法では、道路の幅員は4m以上必要とされています。4m未満の公道（2項道路）に接して建築される場合には、右の図のように道路中心線から2m後退することになっています。

後退した用地は自己の敷地でも建築物・工作物は造れません。

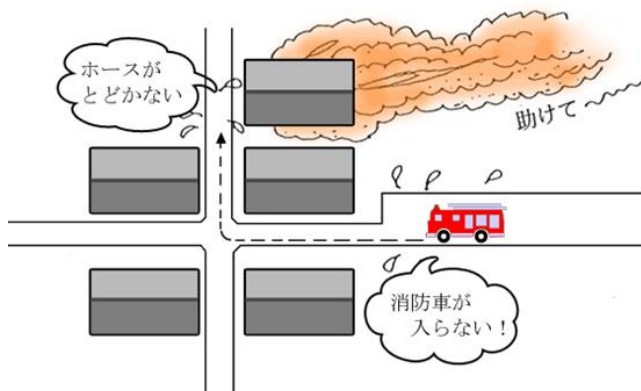


【道路と建築について】

道路と建築物とは深いつながりがあります。

道路は、人や物を運ぶ本来の目的のほかに通風、採光、日照など良好な生活環境の確保と災害時の非難、消防活動の助けなどの役目を果たしています。

このため家を建てる時は、最低4mの道路の幅員を確保しなくてはなりません。



詳しくは、市役所 都市計画課(建築・景観担当)まで

連絡先：電話 0568-44-0331(ダイヤルイン)

FAX 0568-44-0366

E-mail 080100 @city.inuyama.lg.jp